

(様式3)

## 公立病院改革プランの概要

団 体 名		一部事務組合下北医療センター							
プ ラ ン の 名 称		国民健康保険大畑診療所改革プラン							
策 定 日		平成 21年 3月 13日							
対 象 期 間		平成 21年度 ~ 平成 25年度							
病院 の 現 状	病 院 名	国民健康保険大畑診療所							
	所 在 地	青森県むつ市大畑町観音堂25番地1							
	病 床 数	19床(一般病床)							
	診 療 科 目	内科・整形外科							
公立病院として今後果たすべき役割(概要) (注)詳細は別紙添付		下北圏域の自治体病院機能再編成計画の下、平成17年度より病院から診療所(有床)への転換を行っている。 病院時代から積極的に実施している訪問看護等在宅医療を更に充実し、介護施設等との協力・連携により地域の健康増進を図る。							
一般会計における経費負担の考え方(繰出基準の概要) (注)詳細は別紙添付		指定管理者制度(利用料金制)の導入に伴い、企業債元利償還金に要する経費の2/2、一時借入金利息に要する経費の2/2、施設維持費の全額63,000千円及び、不良債務の計画的解消を図るための所要額を一般会計負担としている。							
経営 効 率 化 に 係 る 計 画	財務に係る数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	備 考
	医業収支比率	71.7	78.2	-	-	-	-	-	
	経常収支比率	67.4	72.0	100.8	100.3	100.5	100.5	100.6	
	職員給与比率	45.6	37.2	-	-	-	-	-	
	病床利用率	0.0	0.0	70.0	70.0	70.0	70.0	70.0	委託先
	不良債務	2,316,870	2,454,946	2,364,946	2,274,946	1,974,946	1,374,946	774,946	
	不良債務比率(%)	545.8	606.1	-	-	-	-	-	
	” (委託先収益)	-	-	617.4	593.9	515.6	358.9	202.3	
上記目標数値設定の考え方		施設単体で経常収支の均衡を図ることが困難であるため、指定管理者制度(利用料金制)を導入し、一般会計補助金を計画的に繰り入れ不良債務の解消を行う。 (経常黒字化の目標年度: 21年度)							

					団体名 (病院名)	一部事務組合下北医療センター 国民健康保険大畑診療所				
公立病院としての医療機能に係る 数値目標(主なもの)		19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	備考	
		1日当たりの患者数 入院	0	0	7	7	7	7	7	委託先
		1日当たりの患者数 外来	131	130	105	105	105	105	105	委託先
		1月当たりの在宅件数	57	54	55	55	55	55	55	委託先
経営効率化に係る計画	数値目標達成に向けての具体的な取組及び実施時期	民間的経営手法の導入	平成21年4月に利用料金制による指定管理者制度を導入予定である。 指定管理者:医療法人章土会							
		事業規模・形態の見直し	平成21年4月の指定管理者制度移行と同時に一般病床10床に縮小し、むつ市介護老人保健施設(入所定員29人)を併設、運営する。							
		経費削減・抑制対策	経費削減・抑制のための抜本的対策として指定管理者制度を導入することとしたものである。 一般会計繰入金により一時借入金の計画的縮減を図ると共に、借入利率の見直しにより利息負担の軽減を図る。							
		収入増加・確保対策	指定管理者との連絡を緊密に行い、経営状況の把握に努め、公立病院の機能と役割を果たしつつ、より民間的経営が図られるよう協調体制を構築する。 指定管理者制度(利用料金制)の導入に伴い、企業債元利償還金、一時借入金利息、施設維持費など所要額の全額を一般会計負担としている。							
		その他	介護施設を一体運営することにより、医療・介護サービスを効率的に提供し、合理的な経営を推進する。							
各年度の収支計画		別紙1のとおり								
その他の特記事項	病床利用率の状況	17年度	0%	18年度	0%	19年度	0%			
	病床利用率の状況を踏まえた病床数等の抜本見直し、施設の増改築計画の状況等	平成21年4月に指定管理者制度導入と同時に病床減とする。(19床 10床)								

団体名  
(病院名)

一部事務組合下北医療センター  
国民健康保険大畑診療所

再編・ネットワーク化に係る計画	二次医療圏内の公立病院等配置の現況	下北地域保健医療圏における公立病院は4施設で、いずれも当センターの施設である。 (むつ総合病院:一般病床376床・精神病106床・感染症病床4床・むつりハビリテーション病院:療養病床120床、大間病院:一般病床60床、川内病院:一般病床20床)	
	都道府県医療計画等における今後の方向性	医療圏の面積が広く、道路網整備の遅れにより圏域内の移動に多大な時間を要することから、中核病院たるむつ総合病院が救急医療、高度医療、専門医療の機能を担い、その他の施設については初期医療、在宅医療の充実を図ることとしている。	
	再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、検討・協議の方向性、検討・協議体制、検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期> 平成23年3月	<内容> 再編ネットワークの方策を検討するための会議をセンター内に設置し、他圏域との連携の在り方等について検討する。
経営形態見直しに係る計画	経営形態の現況 (該当箇所に☑を記入)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法財務適用 <input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input type="checkbox"/> 地方独立行政法人 <input type="checkbox"/> 指定管理者制度 <input checked="" type="checkbox"/> 一部事務組合・広域連合	
	経営形態の見直し(検討)の方向性 (該当箇所に☑を記入、検討中の場合は複数可)	<input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input type="checkbox"/> 地方独立行政法人 <input checked="" type="checkbox"/> 指定管理者制度 <input type="checkbox"/> 民間譲渡 <input type="checkbox"/> 診療所化 <input checked="" type="checkbox"/> 老健施設など、医療機関以外の事業形態への移行	
	経営形態見直し計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、検討・協議の方向性、検討・協議体制、検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期> 平成20年度 平成21年4月 平成23年9月 平成25年3月	<内容> 大畑診療所の指定管理者制度導入に向けて、8月選定、12月議会提案、医療法人草士会に決定。 利用料金制による指定管理者制度へ移行。 指定管理期間が満了する平成23年度末に向け、導入実績を検証し、次期期間の条件について見直しを実施する。 一部事務組合からむつ市直営施設とすることについて、検討、協議を行う。
点検・評価・公表等	点検・評価・公表等の体制(委員会等を設置する場合その概要)	医療関係者及び有識者による下北医療センター経営検討委員会(仮称)を設置し、改革プランに係る進捗状況、取組状況等の点検・評価を行う。 各施設においては、経営会議、運営会議等の委員会を活用し、経営成績の確認とその対応策を検討し、目標を管理を行う。	
	点検・評価の時期(毎月頃等)	構成市町村の広報誌及び医療センターホームページ等を用いて、毎年度10月までに公表する。	
その他特記事項			

(別紙1)

団体名 (病院名)	一部事務組合下北医療センター 大畑診療所
--------------	-------------------------

## 1. 収支計画 (収益的収支)

(単位:千円、%)

区分		年度								
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
収	1. 医 業 収 益 a	448,790	424,507	405,021	0	0	0	0	0	
	(1) 料 金 収 入	429,980	414,398	396,857	0	0	0	0	0	
	(2) そ の 他	18,810	10,109	8,164	0	0	0	0	0	
	うち他会計負担金	3,333	160	235	0	0	0	0	0	
	2. 医 業 外 収 益	33,287	31,926	33,248	184,813	163,441	155,916	142,495	129,158	
	(1) 他会計負担金・補助金	32,606	31,344	32,432	184,273	162,901	155,376	141,955	128,618	
	(2) 国 ( 県 ) 補 助 金	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(3) そ の 他	681	582	816	540	540	540	540	540	
	経 常 収 益 (A)	482,077	456,433	438,269	184,813	163,441	155,916	142,495	129,158	
	入	1. 医 業 費 用 b	636,510	591,952	518,073	104,930	88,671	88,035	88,035	87,767
(1) 職 員 給 与 費 c		219,809	193,606	150,520	15,056	14,062	14,062	14,062	14,062	
(2) 材 料 費		243,460	231,079	221,537	0	0	0	0	0	
(3) 経 費		114,747	111,854	91,295	39,457	24,788	24,152	24,152	23,904	
(4) 減 価 償 却 費		54,470	54,294	54,294	50,417	49,821	49,821	49,821	49,801	
(5) そ の 他		4,024	1,119	427	0	0	0	0	0	
2. 医 業 外 費 用		83,599	85,683	90,428	78,459	74,343	67,162	53,741	40,652	
(1) 支 払 利 息		67,762	70,535	73,305	76,459	74,051	66,870	53,449	40,360	
(2) そ の 他		15,837	15,148	17,123	2,000	292	292	292	292	
経 常 費 用 (B)		720,109	677,635	608,501	183,389	163,014	155,197	141,776	128,419	
経 常 損 益 (A) - (B) (C)	238,032	221,202	170,232	1,424	427	719	719	739		
特別損益	1. 特 別 利 益 (D)	169	134	57	36,000	40,000	250,000	550,000	550,000	
	2. 特 別 損 失 (E)	1,155	3,200	921	61	0	0	0	0	
	特別損益 (D) - (E) (F)	986	3,066	864	35,939	40,000	250,000	550,000	550,000	
純 損 益 (C) + (F)	239,018	224,268	171,096	37,363	40,427	250,719	550,719	550,739		
累 積 欠 損 金 (G)	3,184,039	3,408,307	3,579,403	2,476,028	2,435,601	2,184,882	1,634,163	1,083,424		
不良債務	流 動 資 産 (ア)	68,692	63,928	59,069	140,000	140,000	140,000	140,000	140,000	
	流 動 負 債 (イ)	2,192,339	2,380,798	2,514,015	2,504,946	2,414,946	2,114,946	1,514,946	914,946	
	うち一時借入金	2,010,449	2,110,656	2,148,408	2,504,946	2,414,946	2,114,946	1,514,946	914,946	
	翌年度繰越財源(ウ)	0	0	0	0	0	0	0	0	
	当年度同意等債で未借入 又は未発行の額	0	0	0	0	0	0	0	0	
	差引 不良債務 {(イ)-(エ)} - {(ア)-(ウ)}	2,123,647	2,316,870	2,454,946	2,364,946	2,274,946	1,974,946	1,374,946	774,946	
単 年 度 資 金 不 足 額 ( )	204,815	193,223	138,076	90,000	90,000	300,000	600,000	600,000		
経 常 収 支 比 率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$	66.9	67.4	72.0	100.8	100.3	100.5	100.5	100.6		
不 良 債 務 比 率 $\frac{(J)}{a} \times 100$	473.2	545.8	606.1	-	-	-	-	-		
医 業 収 支 比 率 $\frac{a}{b} \times 100$	70.5	71.7	78.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
職 員 給 与 費 対 医 業 収 益 比 率 $\frac{(C)}{(d)} \times 100$	49.0	45.6	37.2	-	-	-	-	-		
地方財政法施行令第19条第1項 により算定した資金の不足額 (H)	2,123,647	2,316,870	2,454,946	2,364,946	2,274,946	1,974,946	1,374,946	774,946		
地方財政法上の資金不足の割合 $\frac{(H)}{a} \times 100$	473.2	545.8	606.1	-	-	-	-	-		
地方公共団体の財政の健全化に関する法律上の資金不足比率	473.1	545.7	606.1	617.4	593.9	515.6	358.9	202.3		
病 床 利 用 率	0.0	0.0	0.0	70.0	70.0	70.0	70.0	70.0		

( ) N年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。

「N年度 単年度資金不足額」= (「N年度の不良債務額」- 「N-1年度の不良債務額」)

・不良債務額が負の数となる場合(不良債務が発生しない場合)においても負の数で上記単年度資金不足額を算出すること

例)「22年度単年度資金不足額 30百万円」= (「22年度不良債務額 20百万円」- 「21年度不良債務額10百万円」)

## 2. 収支計画(資本的収支)

(単位:千円、%)

年度		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
収 入	1. 企業債	0	0	0	0	0	0	0	0	
	2. 他会計出資金	0	0	0	0	0	0	0	0	
	3. 他会計負担金	47,095	47,498	105,489	80,701	76,272	78,027	79,823	81,662	
	4. 他会計借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	
	5. 他会計補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	
	6. 国(県)補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	
	7. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	
	収入計 (a)	47,095	47,498	105,489	80,701	76,272	78,027	79,823	81,662	
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額 (b)	0	0	0	0	0	0	0	0	
	前年度許可債で当年度借入分 (c)	0	0	0	0	0	0	0	0	
	純計(a) - ((b) + (c)) (A)	47,095	47,498	105,489	80,701	76,272	78,027	79,823	81,662	
	支 出	1. 建設改良費	0	0	56,574	6,143	0	0	0	0
		2. 企業債償還金	70,643	71,247	72,883	74,558	76,272	78,027	79,823	81,662
		3. 他会計長期借入金返還金	0	0	0	0	0	0	0	0
4. その他		0	0	0	0	0	0	0	0	
支出計 (B)		70,643	71,247	129,457	80,701	76,272	78,027	79,823	81,662	
差引不足額 (B) - (A) (C)	23,548	23,749	23,968	0	0	0	0	0		
補 て ん 財 源	1. 損益勘定留保資金	0	0	0	0	0	0	0	0	
	2. 利益剰余金処分量	0	0	0	0	0	0	0	0	
	3. 繰越工事資金	0	0	0	0	0	0	0	0	
	4. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	
計 (D)	0	0	0	0	0	0	0	0		
補てん財源不足額 (C) - (D) (E)	23,548	23,749	23,968	0	0	0	0	0		
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (F)	0	0	0	0	0	0	0	0		
実質財源不足額 (E) - (F)	23,548	23,749	23,968	0	0	0	0	0		

1. 複数の病院を有する事業にあっては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
2. 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

## 3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
収益的収支	(0)	(0)	(3,900)	(87,673)	(90,409)	(294,397)	(582,173)	(570,310)
	35,939	31,504	32,667	220,273	202,901	405,376	691,955	678,618
資本的収支	(0)	(0)	(0)	(24,853)	(25,424)	(26,010)	(26,608)	(27,221)
	47,095	47,498	105,498	80,701	76,272	78,027	79,823	81,662
合計	(0)	(0)	(3,900)	(112,526)	(115,833)	(320,407)	(608,781)	(597,531)
	83,034	79,002	138,165	300,974	279,173	483,403	771,778	760,280

(注)

- 1 ( )内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 2 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。